

文部科学省国立大学改革強化推進補助金
大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築
—教員養成ルネッサンス・HATO プロジェクト—

特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクト
(平成24年度～平成28年度成果報告)

教員養成系大学における 障害学生支援ブックレット



愛知教育大学教員養成開発連携センター

まえがき

本書は、障害のある学生が教員養成系大学（あるいは、教育学部）に入学してきたときに、大学がどのように修学支援をすればよいかという考え方や具体的な支援事例を、当該学生に関わる大学の教職員（例えば、支援担当者、授業の担当教員など）に提供することを目指したものです。本書の発行により、教師を目指す学生の支援がより円滑化・活性化することを期待します。

さて、このブックレットは、国立大学改革強化推進補助事業「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築—教員養成ルネッサンス・HATO プロジェクト—」の中の、愛知教育大学が主幹として携わる「特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクト」の成果のひとつです。この事業は平成 24 年度末より開始されましたが、国立の 4 つの大規模教員養成単科大学、北海道教育大学（H）、愛知教育大学（A）、東京学芸大学（T）、大阪教育大学（O）の 4 大学（HATO）が連携して進めている事業です。

「特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクト」では、これまで主に次のような「高度化」を目指して行ってきました。

- (1) 全学の特別支援教育のカリキュラムの高度化
- (2) 専門課程の特別支援教育のカリキュラムの高度化
- (3) 教員養成系大学における障害学生支援の高度化
- (4) 教員養成系大学と地域の教育委員会・学校との特別支援教育の連携の高度化

本書はこのうちの「障害学生支援の高度化」の一つの取り組みとなります。4 大学のみならず、宮城教育大学、広島大学、福岡教育大学のご協力を得て、教員養成系大学・教育学部で学ぶ障害のある学生に大学としてどのように修学支援をすればよいかという共通の課題を、具体的な支援事例をもとに提供します。教員養成学部は、たとえば実技系の教

科があり、教育実習がありと、一般学部に比べ学ぶ様態が複雑です。また学生の障害の形も多様です。その意味で、このようなブックレットが障害学生支援に関わる大学の教職員に提供されることで、よりきめ細かな学生の修学支援につながるものと考えます。このブックレットが皆様の日々の教育活動の中で参考となれば幸いです。

平成 29 年 3 月吉日

愛知教育大学教員養成開発連携センター長 中田敏夫

もくじ

まえがき

第Ⅰ章	支援の考え方	1
第1節	障害者差別解消法	2
第2節	大学における合理的配慮の考え方	3
第3節	支援体制づくり	5
第4節	教員養成における支援の特色	6
第Ⅱ章	支援が必要となる場面とその支援内容	9
第1節	受験相談から入学まで	10
第2節	実技科目の履修	14
第3節	教育実習	19
第4節	キャリア支援	23
第5節	ボランティア活動	27
第Ⅲ章	コラム—卒業生・修了生からの声—	31
コラム1	(視覚障害のある学生)	32
コラム2	(視覚障害のある学生)	34
コラム3	(聴覚障害のある学生)	36
コラム4	(聴覚障害のある学生)	38
コラム5	(肢体不自由の学生)	40
コラム6	(発達障害のある学生)	42

第Ⅳ章	教員養成系大学における支援活動の紹介	45
第1節	北海道教育大学旭川キャンパス	46
第2節	愛知教育大学	48
第3節	東京学芸大学	50
第4節	大阪教育大学	52
第5節	宮城教育大学	54
第6節	広島大学	56
第7節	福岡教育大学	58
引用・参考文献		60
あとがき		62
編集者・執筆者		64

第 I 章

支援の考え方

第1節 障害者差別解消法

1. 障害者差別解消法とは

平成18年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて、日本では国内法制度の整備が急速に進められてきました。その結果、障害者基本法の一部改正を経て、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日に施行されました。

障害者差別解消法では、国・地方公共団体等、および事業者が、障害のある人にたいして正当な理由なく、障害を理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。さらに、国・地方公共団体等、および事業者の事務または事業において、障害のある人の権利利益を侵害することのないように合理的な配慮を提供することを求めています（国・地方公共団体等は法的義務、事業者は努力義務）。

2. 対象

本法律の対象となる「障害者」は以下のように定義されています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

なお、上記の定義中にある「社会的障壁」とは、障害のある人が日常生活または社会生活を送るうえで障壁となるような事物、制度、慣行、観念などを指しており、たとえば、階段しか整備されていないために車いす利用者が目的の場所へ行けない、音声による説明しか提供されないために聴覚に障害のある人が情報を受け取れない、などが最もわかりやすい例です。

3. 対応要領と対応指針

障害者差別解消法では、国の行政機関の長及び独立行政法人等にたい

して、当該機関の職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）の策定を求めています（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は努力義務）。また、主務大臣は、事業者が適切に対応するために必要な指針（対応指針）を定めることとされています。すなわち、国公立大学の職員は、個々の大学が定めた対応要領に従って、私立大学の職員は文部科学省が定めた対応指針に従って、教育・研究活動や事務業務等において、障害者差別の解消に努めることとなります。

第2節 大学における合理的配慮の考え方

1. 合理的配慮とは

大学で学ぶ障害のある学生にたいして提供すべき「合理的配慮」とは、具体的にどのような内容を指すのでしょうか。

「合理的配慮」は、前節で述べた国連の障害者権利条約において用いられた用語であり、次のように定義されています。

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者権利条約第二条）

定義の中に「必要かつ適当な変更及び調整」とありますが、これは、大学が提供するさまざまなサービスが障害のある人にとって「社会的障壁」となっている場合に、それらを取り除くためになんらかの変更及び調整を行うことによって、障害のある人にたいする差別的な取扱いとならないよう配慮するという意味です。なお、そのような理由で行う「変更及び調整」は、「障害者に対する差別的取扱い」には当たりません。

2. 合理的配慮の内容

合理的配慮が必要か否か、またその内容については、障害の種類や程

度によって異なります。また同じ障害であっても、常に一定の配慮が有効なわけではなく、個々人にとって社会的障壁となる場面や状況ごとに、必要な配慮の内容は異なります。つまり合理的配慮とは、多様かつ個別性の高いものといえます。

また、合理的配慮は、事業の目的・内容・機能の本質的な変更を求めるものではありません。たとえば、障害を理由に成績評価の基準を下げたり、卒業要件を変更したりすることは、合理的配慮には当たりません。

3. 「加重な負担」の考え方

障害者差別解消法の条文には、「その実施に伴う負担が過重でないときは……必要かつ合理的な配慮をしなければならない」（第七条の2）とあります。この「加重な負担」の判断に関わる視点としては、①個別の合理的配慮によって、事務・事業全体の目的・内容・機能を損なうか否か、②物理的・技術的制約、人的・体制上の制約の有無、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況などがあります（文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針第2の2（2））。

このように、「加重な負担」については、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、障害のある本人との話し合いによる相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、対応方法を柔軟に検討していきます。

4. 「意志の表明」と合理的配慮

障害者差別解消法には、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において……必要かつ合理的な配慮をしなければならない」（第七条の2）という記述があります。

つまり、合理的配慮とは、障害のある本人が社会的障壁にたいするなんらかの手立てを要望した場合に、その実施について検討を行うものです。ただし、本人からの意思の表明がない場合であっても、その人が社

会的障壁の除去を必要としていることが明らかであれば、周囲の人たちが本人にたいして適切と思われる配慮を提案し、意志の表明を促すという視点もたいせつです。

第3節 支援体制づくり

1. 支援体制づくりの視点

大学の運営方針や予算規模、その他の事情によって、障害のある学生の支援体制はさまざまです。しかし、障害のある学生にたいして適切な合理的配慮を提供し、学生たちのより充実した学びをサポートしていくためには、①相談窓口と専門の支援組織、②教育組織と支援組織の連携、③支援業務従事者の確保という3つの視点から支援体制の充実を図ることが求められています。

2. 相談窓口と専門の支援組織

障害のある学生本人が、学生生活における困りごとや合理的配慮の要望などを、いつでも相談できる窓口が必要不可欠です。相談窓口のスタッフは、個々の学生の相談を丁寧に受け止め、本人に困りごとを解消するための助言をしたり、関係する教職員が適切な配慮や支援を行えるように調整したりといった役割を担います。

また、本人から支援の要望があった場合には、どのような合理的配慮をどの程度提供するのか、大学としての方針を個別に検討し、かつ、その内容について本人との話し合いによる合意形成を図る必要があります。そのような機能を備えた、障害のある学生の支援に特化した組織や体制作りが求められています。

3. 教育組織と支援組織の連携

障害のある学生の支援は、前述の支援組織だけに委ねるものではありません。障害のある学生が入学した学科・コース・専攻等が責任を持つ

て関わるという考え方も重要です。当該組織のカリキュラムを障害のある学生がどのようにこなしていけるか、授業の履修や卒業等の要件に照らして適切な合理的配慮の内容を積極的に検討・実施することが必要です。

4. 支援業務従事者の確保

障害のある学生にたいして的確かつ有効な支援を提供するためには、障害にたいする専門的知識や技術を有する支援業務従事者を各大学で確保する必要があります。手話通訳やノートテイク、テキストデータの作成など、日々の支援業務を担う職員を学内に配置する大学も増えていきます。また、大学職員のスーパーバイズとコーディネートの下、学生たちが支援の一端を担うケースも多くあります。一方、学術用語を含んだ手話通訳、専門書や試験問題等の点訳、肢体不自由のある学生の身体介助など、学外のリソースの活用が不可欠な場合もあります。

第4節 教員養成における支援の特色

1. 教員養成系大学に期待される役割

厚生労働省（2016）が発表した平成27年度の障害者雇用状況をみると、現在教員として働く障害者は約14,448.5名で、実質雇用率は2.18%（都道府県教育委員会2.20%、市町村教育委員会2.08%）であり、まだまだ国が定めた法定雇用率2.2%には及ばず、都道府県では47機関のうち12機関が、市町村では78機関のうち13機関が未達成だと報告されています。

各教育委員会が法定雇用率を達成するためには、教員採用試験における支援体制を整備することに加え、障害のある人がもっと教員免許を保有でき、教員採用試験に臨めるようにすることも重要です。障害のある人が教員免許を得るには、教員養成系大学（各教育大学や教育学部を含む）等で学ぶ必要があるため、各教員養成系大学には、そのような学生

にもアクセシブルな教員養成カリキュラムや、各学生からの要請に応じた合理的配慮を提供することが求められます。

2. 障害のある教員に期待したいこと

教員は子どもたちの教育に携わり、日々、教科指導、学級経営・生徒指導、進路指導・キャリア教育、部活指導等に関わります。障害の有無に関わらず、教員にはこうした業務を遂行するためのスキルが求められます。障害のある教員には、その障害特性上、やりにくい業務があると考えられがちですが、障害のない教員にもむずかしいことはあります。障害のある教員と障害のない教員が互いに補い合うことで教育の質も高まるはずです。

たとえば、障害のある教員は、小学校、中学校、高等学校の児童生徒にたいし、障害のない教員よりも当事者目線でリアルな福祉教育ができるので、学校教育における共生文化の担い手となることが期待されます。また、特別支援学校の児童生徒にとっては、同じ立場の大人としてロールモデルとなり、キャリア教育をすることができます。これは障害のない教員だけではできない内容です。

3. 教員養成系大学における支援の特徴

障害のある学生のなかでも教員を目指す学生は、教員免許を取得するために、他の学生とは異なった修学支援を必要とします。たとえば、小学校教員の免許を取得するためには、小学校全科に対応した体育・音楽等の実技系科目、教育実習のカリキュラムを履修しなくてはなりません。また、実践的なスキルを身につけるためにボランティア等の教育臨床の体験が求められることも多いです。更に、企業就職とは異なり、教員採用試験に向けた就職活動など、総合大学と比べて特徴的な支援内容が多々あります。

障害のある学生の修学支援については、日本学生支援機構(2015)がガイドブックを発行していますが、教員養成に対応した修学支援内容につ

いては情報が不十分です。

そこで、本ブックレットは障害のある学生が教員養成系大学に入学したときに、大学がどのように修学支援をすればよいかに焦点を当て、その考え方や具体的な支援事例を、障害学生支援に関わる大学の教職員(たとえば、支援担当者、授業の担当教員など) に提供することを目指しています。

第Ⅱ章

支援が必要となる場面とその支援内容

第1節 受験相談から入学まで

1. オープンキャンパスおよび入試説明会の対応

オープンキャンパスおよび入試説明会では、大学の概要の説明を行うとともに、障害のある受験生や保護者、高校教員の個別の相談にも応じます。障害のある受験生の参加の申し出があれば、オープンキャンパスや入試説明会においても、入試業務に関わる教職員は合理的配慮を行う必要があります。担当の教職員は、障害のある受験生に対して、個別相談の際に、学内支援の現状と入学後の対応について説明を行います。また、担当の教職員は障害のある受験生に「教員養成大学は卒業後に教員となる学生を養成すること」を伝え、カリキュラムに、学校サポート活動や教育実習など、実際に学校に出掛けて子どもとふれあったり、学習指導をするなどの活動が非常に多いことを伝えます。

2. 障害のある受験生の入試の対応

(1) 入試事前相談

障害のある受験生が、入学試験において不利にならないよう、試験を受けるうえで合理的な配慮を行う必要があります。大学受験を希望する障害のある受験生にたいして、入試の事前相談の機会を設けます。受験生が提出した事前相談申請書（診断書等関係書類添付）をもとに、具体的な支援内容について検討を行います。

事前相談で受験生からの質問や配慮事項があれば、入試課職員は、他の部署に連絡します。障害のある学生の各種支援に関して、実際に検討し始める時期は入学決定後ですが、あらかじめ、学内の教職員に情報を伝達しておいた方が早期に対応できます。

(2) 入試出願書類

入試の出願書類に「障害」や「診断名」の記述がある受験生がいた場合、配慮の申請の有無を確認します。また、入試課職員は、保健管理センターなどの医師・看護師にたいして、入試当日の対応方法について相

談しておきます。

(3) 入試の配慮

大学入試センターが実施しているセンター入試（平成28年度入学者選抜試験）では、障害のある受験生にたいして受験上の配慮が設定されています。

受験上の配慮が認められるためには、受験上の配慮申請書のほかに、所定の診断書および状況報告・意見書などの提出が必要です。

同様の受験上の配慮が、センター試験だけでなく、大学入試でも実施されます。文部科学省による「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」によれば、入試や単位認定などのための試験では、評価基準の変更や及第点を下げるなどは合理的配慮ではなく、障害のある学生の能力・適正などを適切に判定するために、障害のない学生と公平に試験を受けられるよう配慮することが合理的配慮であると指摘しています。

3. 入学手続き直後の対応

(1) 入学手続きの際の対応

入学手続きの際に、障害のある学生から入試課職員に、入学後の支援体制に関する質問がなされるとともに要望が伝えられます。その際、入試課職員は障害学生支援についてまったく知らないために、障害学生の質問及び要望の内容をその場で把握できないことがあり、入試課課長や他の関係部署に連絡がいかないことがあります。そのため、障害のある学生・保護者・高校の進路指導担当教員からの質問及び要望に関して、入試課職員が詳細に記録し、場合によっては、当事者の学生から要望書などを作成し提出してもらう方法もあります。

(2) 支援体制構築の検討

障害のある学生の入学決定後、入試課は、再度、他の関係部署に連絡を行います。その後、大学執行部は入試課および他の関係部署と会議を開き、支援体制の検討を行います。その際、障害のある学生に、入学後

の修学支援に関するニーズを尋ねたうえで検討を行います。

支援体制構築に関して、各関係部署で早急に検討すべき基礎的事項については、下記に示すとおりです。

●障害学生支援体制構築に関して、入学後に早急に検討すべき事項

- ・学生^の所属学科 — 障害のある学生と保護者を交えた面談、障害のある学生の実態把握、配慮事項の検討、指導体制の構築など
- ・機関執行部 — 障害学生支援委員会の設置、支援担当部署の設置、専門スタッフの配置など
- ・障害学生支援室 — 支援室の教職員と学生・保護者との面談、関係部署への情報伝達、入学時にはこまめに当事者の学生と面談の機会を作る、支援学生の学内公募・説明・養成、学外支援者の依頼 など
- ・財務課 — 支援者への謝金、支援機器・備品の購入等の予算措置など
- ・教務課 — 入学ガイダンスや、授業・教育実習等の配慮など
- ・総務課 — 入学式の進行と支援方法の検討など
- ・学生課 — 支援者の募集、学生寮に入寮の場合は環境整備など
- ・施設課 — 障害のある学生の学内動線の確認、施設整備の検討など
- ・保健管理センター — 障害のある学生の健康状態・心理の把握など

障害学生支援に関しては、学内のさまざまな関係部署が関わっていくため、各種業務を統括する部署を決めておき、既存の業務と併せて障害学生支援業務を行う担当職員を配置する必要があります。また、事務職員だけでなく、関係部署に係わる委員会で障害のある学生の入学に関する報告を行い、教員にたいしても周知を図っておきます。障害のある学生の入学に関して、理解のある教員がいれば、授業における修学上の問題について指摘し、その問題への対応を考えておくことができます。

(3) 履修に関する支援

発達障害のある学生の場合、履修登録の方法がわからず、入学当初からつまづいてしまうことがあります。時間割の組み方がわからないまま授業が始まってしまうと、大学に来られない場合があります。そのため、障害のある学生の指導教員や同じ学科・専攻の先輩学生が履修方法

を説明し、実際に時間割が完成するまで支援を行うことがあります。また、本人だけでなく、保護者にも履修登録について説明します。学生の時間割を保護者が確認したうえで、大学生活が軌道に乗るまで、時間の管理の支援を求めても良いと考えます。

(4) 授業担当教員への依頼文作成

時間割が決まったら、障害のある学生が所属する教育組織の代表教員は、障害学生支援室、教務課、学生課等の職員を交えて、授業担当教員への配慮依頼文を作成します。そして、授業が始まる前に配慮依頼文を渡しておきます。必要に応じて、大学の障害学生支援室などの職員が、授業担当教員の支援方法のアドバイスをを行います。

(5) 授業担当教員の対応

授業担当教員は、授業時に障害のある学生と会い、配慮事項について確認を行います。教員が個人で行う支援には限界があるため、障害学生支援の関係部署に相談します。関係部署の職員は、学内の学生に支援を呼びかけることや、授業における支援費の必要性を学内関係者に伝えていくことで、授業支援の幅が広がっていきます。

(6) 学生の動線の確認

障害学生支援担当の教職員は、施設課の職員とともに、学内の障害のある学生の動線の確認をします。移動しにくい建物や教室があれば、エレベーター・スロープ・手すりの確認、点字ブロックの敷設、パトライトの設置など、学生の要望に応じて、施設整備を進めます。

(7) 支援機器の購入

聴覚障害のある学生の情報保障を行ううえで、パソコンテイクのために、ノートパソコン、ルーター、延長コードなどが必要です。弱視の学生が学ぶ際には、拡大読書器などが必要となります。全盲の学生の支援機器として、点字プリンターなどが必要です。その他の障害のある学生の支援においてもさまざまな機器が必要とされます。障害学生支援を開始するにあたり、支援機器の購入の検討を早急に進める必要があります。

第2節 実技科目の履修

1. 障害のある学生の履修に関する基本的な考え方

障害のある学生の教育について、文部科学省（2012）は主に以下の視点に基づいた合理的配慮の必要性を提言しています。

- 情報保障：手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、点字、拡大文字などの代替手段を用いて情報を伝え、場への参加を保障する。
- コミュニケーション上の配慮：ことばの聞き取りや理解・発声・発語などが困難な学生のために、必要な配慮を行う。
- 教材の配慮：シラバスや教科書などにアクセスできるように配慮する。また、教員が授業で使用する資料は、学生の障害の状態・特性等に応じ、事前に提供する。
- 公平な試験の配慮：点字や拡大文字などによる情報保障、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用などにより、障害のある学生の能力・適性、学習の成果などを適切に評価する。
- 公平な成績評価：障害のある学生の学習の成果などを適切に評価するために、学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価する。ただし、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げるなどの対応は行わない。

以上の考え方に基づいた具体的な配慮事項や支援方法などについては、日本学生支援機構『教職員のための障害学生支援ガイド』で障害別に詳しく紹介されています（日本学生支援機構,2015）。以下では、なかでもとくに丁寧な対応が必要な実技系科目の履修について、具体的な支援事例を含めながら記述します。

2. 履修決定まで

(1) シラバス作成上の配慮

一般に、シラバスには授業名、担当教員名、講義の目的、到達目標、各回の授業内容、成績評価の方法や基準、予習・復習に関する指示、教

科書・参考文献、履修条件などが記載されます。これらの情報は、障害のある学生が履修する授業を選んだり、支援者や教材の手配をしたりといった準備に大いに役立ちます。そのため、授業担当教員は、実際の授業内容に即した丁寧なシラバスを公開することが重要です。

たとえば、教科書の点訳には多くの時間を要します。各回の授業内容や進度が明確に示されていれば、その情報を基に、いつまでに、どの順番で点訳すればよいかを計画して作業を進めることができます。

聴覚障害のある学生は、授業の形態によって、パソコンテイクやノートテイク、手話通訳などの情報保障の方法を選びます。学生同士のディスカッションが中心であるとか、視聴覚教材を多用するなど、シラバスで授業の進め方が具体的に示されていれば、いつ、どのような支援が必要かを見通して支援者を手配することができます。

また、シラバスは受講に際してどのような支援が必要かを判断する材料として活用できるだけでなく、複数の選択肢のなかから特定の授業を選べる場合には、シラバスの内容から障害による受講のしにくさが少しでも少ないと思われる授業を探すことにも役立ちます。

(2) 履修前の相談・履修科目の調整等

大学が、授業においてなんらかの配慮が必要であると認めた場合には、障害のある学生の状況や具体的な配慮内容などを記した文書を、授業担当教員に個別に渡すことが通例となっています。しかし、とくに実技科目では、授業担当教員がこの文書の内容だけを参考に実際の配慮事項を決め、対応することは困難です。そのため、前期なら春休み、後期なら夏休みというように、授業開始前に授業担当教員と当該学生が授業への参加方法について打ち合わせをすることが有効な場合もあります。当該学生が所属する学科の教員、障害学生支援担当部署、教務課などが、本人と授業担当教員とのコミュニケーションが円滑に進むようにサポートします。

同一科目で複数の授業が開講されている場合は、規定のクラス分けよりも、障害のある学生にとっての受講のしやすさを優先してクラス分け

を柔軟に変更することもあります。ただし学生本人からは、「自分だけが別の学科の人と一緒に受講するのは不安」「本当はむずかしい内容にもチャレンジしたかったのに、支援のしやすさからアクティブ・ラーニングの少ないクラスを薦められてしまった」などの感想が聞かれることもあります。そのようなことが起こらないように、大学側の事情と障害のある学生の希望を十分に摺り合わせた上で、よりよい方法を決めるプロセスが重要です。

3. 科目ごとの配慮事例

(1) 外国語

聴覚障害のある学生にたいしては、リスニングが中心の科目をリーディングや文法中心の科目に振り替える配慮が度々行われています。しかし科目の振り替え以外にも、外国語の情報保障を正確に行える支援者をいかに確保するかという問題もあります。情報保障では、支援者が内容を理解して伝えることが前提であるため、たとえば英語の授業であれば、英語の音声をしっかりと聞き取って正確なアルファベットに変換できるノートテイクやパソコンテイクが必要です。

愛知教育大学では、聴覚障害者教育を専門とする教員と英語科の教員が連携して、聴覚障害のある学生が受講しやすい英語の授業方法について共同研究を行っています。具体的な実践例としては、まず、英語のリスニングの指導では、聴覚障害のある学生にスクリプトを提示し、速読させています。小テストや最終試験のリスニング課題は免除して、他のスキルに関する代替問題を課しています。また対話の練習では、聴覚障害学生に理解のある学生とペアを組ませています。

(2) 体育

1、2年次を中心に開講されるスポーツ科目では、体力作りや健康の維持、競技をとおしたコミュニケーションなどを目的としています。そのため障害のある学生も、個々の障害の状況に応じて本人がなんらかの形で運動に参加できるように配慮します。主な対応方法としては、参加

可能な種目へのクラス変更、ティーチングアシスタントの配置、特別クラスの開設などが挙げられます。

他方、体育科研究法の授業では、身体を動かして体力作りや技術の習得を目指すというよりはむしろ、体育実技の指導法を学習することが第一の目的です。愛知教育大学では、下肢に障害のある学生が体育科研究法の授業を履修する際、以下のような配慮を行いました。

この授業は、教員の指示の下で学生が特定の種目を実際に行うことをとおして、その指導法について学習するという方式です。本人を含めた関係者が一堂に会して話し合った結果、当該学生は、他の学生と一緒に実技に参加する代わりに、実技の様子を観察しながら記録をとり、教科指導法の観点に基づいた課題レポートを提出することとなりました。また、「広いグラウンドを移動しながら陸上競技を観察するのはむずかしいため、体育館での器械運動のクラスに変更」「後期の寒い時期に観察をすることには健康上の不安があるため、前期のクラスに変更」というように、柔軟なクラス変更を行いました。

(3) 情報処理実習

情報処理実習の授業は、大学所定の端末とソフトウェアを使用して行う場合が多いため、まず、それらのハードウェアとソフトウェアのアクセシビリティの状況を授業開始前に確認します。

上肢に障害のある学生のために専用のマウスやキーボードを用意する、弱視学生用に可動式の大きなモニターを設置する、適宜必要な支援ソフトをインストールするなど、一定の環境整備が整えば、障害のある学生の多くは通常の実習に問題なく参加できます。

一方で、通常の実習を受講するだけでは実用的な知識や技術の習得につながらない場合もあります。例えば視覚活用ができない全盲の学生は、画面の音声化やキーボード操作に適した専用のソフトウェアを使いながら、特有の方法で情報の処理を行います。特にグラフィック画面の操作などが難しいため、課題の変更や、学外の講師による個別授業への振り替えなどの対応が必要となります。

なお、最近では履修登録、講義資料の受け取り、課題提出、成績の確認など、さまざまな作業を所定のシステムで行う大学が増えています。障害のある学生にとっては、それらのシステムの利便性が非常に大きい。そのため、ウェブアクセシビリティに十分な配慮をするとともに、システムの使用方法について丁寧に指導することが重要です。

(4) 実験その他の実技科目

理科実験やフィールドワーク、その他の実技科目においても、これまで述べてきたように、環境の整備、その分野の知識や技術を有する支援者の配置などが有効な支援方法です。

とはいえ、求められる課題のなかには、障害のある学生には達成不可能なものもあります。たとえば、肢体不自由のある学生にとっては精密機器の操作や広域の移動をとまなう観察、視覚障害のある学生にとっては視覚的な観察やデータの計測などが困難です。しかし、部分的にできない作業があったとしても、その作業の意味を理解し、全体の分析や考察ができれば、本来の目的を達成したといえる場合も多いため、実習の成果を柔軟に評価するという視点をもつことが大切です。

ある大学の障害学生支援担当者から、「書道の実技ができない全盲の学生に小学校教諭の免許状を出してもいいのでしょうか」という相談を受けたことがあります。たしかに、全盲の学生は毛筆の読み書きはできません。しかし、そのことを理由に小学校全科の免許状の取得を阻むことは合理的配慮に反します。このような場合、授業担当教員が評価の際に重視してほしいのは、与えられた実習課題を他の受講生と同じようにこなせたかどうかではなく、その実習の手順や留意事項などを適切に理解し説明できたかどうかという観点です。

第3節 教育実習

1. 教育実習の位置づけ

教員養成系大学や教育学部のカリキュラムにおいては、小学校や特別支援学校など、学外での教育実習が必修科目・卒業要件となっています。学外での教育実習は、学生にとって大学という守られた世界から外に出て、未知のものに触れ新しい体験を積む機会となりますが(高橋,2012)、慣れない環境で戸惑う事態に直面することにもなります。大学教員は、事前・事後指導だけでなく、実習中にも積極的に支援へ関与しています。日本学生支援機構による平成27年度の全国調査によると、障害のある学生に対して「学外実習・フィールドワークの配慮」を実施している大学の割合は26.7%となっています(日本学生支援機構,2016)。

障害のある学生が学外の教育実習に臨む際には、事前に大学関係者が現場に出かけ、本人も交えて教育実習の指導者と意志疎通や連携をはかるといった対応も必要となります。

教員を目指す障害のある学生にとって、教育実習で配慮すべき内容はどのようなものか、いくつかの観点から考えていきます。

2. 教育実習開始前の検討事項

(1) 教育実習における障害のある学生のニーズを把握する

教育実習は、実施場所が学外の施設であることや、実際に児童生徒や教師との関わりがあることから、大学での講義や演習とは違った配慮が必要となります。実習の流れをシミュレーションしながらその時々で生じる問題への対応を講じておくことが重要です。

障害によっては、補助具や機具などの設置・持ち込みが必要となる場合がありますが、そうした受け入れが可能かどうか、事前に実習先との調整を行っていくこととなります。また、情報保障を担当する支援者の確保と派遣についても検討します。たとえば、聴覚障害のある学生の場合は、手話通訳者を派遣することが考えられますが、その他にも大学内

で支援を行っている学生や、実習先に勤務している教職員などを支援者とするケースもあるようです。

(2) 実習校および大学内の実習担当部署との連絡調整

指導教員や支援担当者が事前に実習先を訪ね、実習の担当者に配慮要請をする必要もあります。その際、留意事項を文書にまとめて渡しておくとい良いでしょう。たとえば、発達障害の場合は問題が見えにくいことがあるため、大学内の保健管理センターや医療機関と連携して、配慮事項に関する文書を作成することが必要となります。しかし、どこまでの情報を開示するかについては、学生本人（あるいは保護者）と十分に話し合っておくことが重要です。

また、障害のある学生への対応について大学内での体制を整えておくことも必要です。教育実習の担当部署（教務課）、実習関連の委員会で学生への支援についての情報を共有しておきます。障害のある学生へは普段、ゼミの指導教員、クラス担任、障害学生支援室担当者などが関わっていますが、教育実習では実習担当教員や保健管理センター担当者も関与することになります。学生本人への対応、実習先との連絡などを誰が行うのか決めておくことが重要です。

(3) 実習校選定

教育実習を充実したものにするためには、実習校の選択についても検討する必要があります。視覚障害や肢体不自由の場合、実習校への通学手段が課題となる場合があるため、障害のある学生が公共の交通機関を利用して通学することが可能かどうか検討する必要があります。

また、障害により生じる困難を理解し、実習への配慮を前向きに検討してくれるような実習先を確保することが重要です。たとえば聴覚障害のある学生が小学校教諭免許のための実習を行う場合、聾学校の小学部を選択することも考えられます。さらに連携の取りやすさという点から、地域の学校ではなく大学附属の学校を実習先として選択するケースもあります。

ただし、こうした実習校の選定にあたっては、学生本人の意思を尊重

することが重要です。

3. 事前・事後指導

教育実習の実施前と実施後には、きめ細やかな教育的配慮が必要となりますが、ほとんどの大学で教育実習に臨む事前と事後に大学での指導が用意されています。

事前指導においては、教育実習の手続きなどに関する情報を学生へ確実に伝えることとなります。また、事前指導で模擬授業やグループワークの形式をとる場合もあります。障害のある学生の特性に配慮した情報保障を検討することが重要です。

事後指導は、実習後に実習での自己実践を客観的に考察し、今後の実践課題を明確にするために行われます。レポート提出や報告会などの形式で実施される場合、情報保障の配慮も必要ですが、次年度教育実習を行う障害のある後輩学生も参加することで、より効果的な引き継ぎを行うことが可能となるでしょう。

4. 教育実習中の配慮

(1) 観察型の実習

観察型の教育実習は、子どもの生活・学習活動や教師の指導活動などを客観的に観察していくタイプの実習です。多くの教員養成系大学では、教育実習を3～4年次に実施しています（HATO構成4大学においても、特別支援学校での教育実習は3年次もしくは4年次に実施をしています）が、1年次に観察中心の短期間の教育実習を実施する大学もあるようです。このように大学における支援体制がまだ十分に整っていない段階での学外実習にあたっては、障害のある学生へどのような配慮が必要か早い時期から検討することが重要です。

授業の観察における情報保障について、たとえば聴覚障害のある学生の場合は、手話通訳、ノートテイク、パソコンテイクなど、いくつかの方法のなかから適切なものを選んでいきます。また、学校での音声を遠

隔地（たとえば大学など）で文字にして学生に伝えるといった、遠隔情報保障のシステムを導入する大学もあるようです。

（２）参加・実践型の実習

実際に学生が授業を行い、児童生徒と直接触れ合うような参加・実践型の実習において、いくつか検討すべき事項があります。

まず、学生が実施する授業の内容について、たとえば体育や音楽など、障害のある学生にとっては不向きな教科もあるかもしれません。学生が研究授業で担当する教科として妥当かどうかについては、実習開始前に検討しておくことが必要でしょう。

実習を円滑に進めていくためには、実習先の児童生徒の理解についても検討しておく必要があります。実習先の児童生徒へ障害のある学生のことについて説明をする場合、その説明を学生本人から行うのか、あるいは事前に担任教員から障害理解についての説明をしてもらうなどの方法をとるのか、児童生徒への周知の方法に関して事前に調整を行っておくことが考えられます。

（３）実習先への視察および状況把握

教育実習中に、大学の担当者が実習の様子を視察したり、学生の指導教員と実習の状況について話し合う機会を設けることも重要です。仮にトラブルが発生してしまった場合には、対応について関係者が話し合う場を設定し、必要な環境調整を図るなどの対策を講じます。

たとえば自閉症スペクトラム障害のある学生の場合、その障害特性から実習の場面において、子どもの気持ちが読み取れない、子どもにわかりやすく話すことができない、予想外の状況に対応できない（パニックになる）などのような困難が予想されます。実習先の指導教員との意思疎通の問題が生じることがあるかもしれません。すでに述べたように、事前に情報共有を行っておくことが必要ですが、実習中にも障害についての正しい理解を求めていくことが重要です。

第4節 キャリア支援

1. 障害のある学生とキャリア支援の現状

大学には、障害の有無に関わらず、学生が社会的及び職業的自立に必要な能力を培えるよう支援体制を整備すること（大学設置基準（省令）：第四十二条の二）が求められています。とりわけ、障害のある学生の場合は就職支援のみならず、キャリア教育やインターンシップなどの支援体制の整備が急務の課題になっています（文部科学省, 2012）。

それにも関わらず、こうしたキャリア支援はまだ十分なものとはいえない現状があります。たとえば、平成27年度の全国調査（日本学生支援機構, 2016）をみると、1185校ある高等教育機関（短大・大学・高等専門学校を含む）が提供しているキャリア支援は、多い順に学外機関（ハローワーク等）との連携（425校）、インターンシップの受入や就職先の開拓等の企業連携（211校）、一般就職ガイダンスなどにおける配慮の実施（195校）、障害のある学生のための就職ガイダンス等の実施（76校）となっています。就職支援の大半は、学外機関に依存し、就職活動準備を含むキャリア支援はほとんど実施されていない状況です。おそらく、教員を目指す障害のある学生のキャリア支援の状況も同様であることが推察できます。

そのようななか、教員を目指す障害のある学生にとって必要なキャリア支援の内容とはどのようなものでしょうか？ここでは、キャリアイメージの形成、教員採用試験対策（採用試験）といった観点から、そのあり方を考えていきます。

2. キャリアイメージの形成

障害のない学生に比べると、どうしても障害のある学生はアルバイトやインターンといった職業体験の機会にめぐまれません。このため、曖昧なキャリアイメージしかもっていないのに、自分のやりたりことだけを考えて進路選択をすることも珍しくありません。彼らが教員を目指す

のであれば、確かなキャリアイメージを持ち、障害のない他の教員と同等のパフォーマンスで働ける確信を持つことがたいせつです。このためには、教育実習や学校でのボランティアを経験しながら、自らの障害特性を理解し、できることやできないことが何か、どうすればできるようになるのかを考えられるようになるための支援が必要です（石田, 2011）。

そのひとつに、障害のある学生と似た障害状況の先輩教員と出会う場をセッティングすることは、将来のキャリアイメージや自己理解を考えさせるきっかけになります。また、卒業生の先輩教員がいる場合には、どのようにキャリアイメージを形成し、どのように就職活動を行ってきたか、また、障害特性を補いながら、どのように工夫して仕事を行っているのかについて講演会を計画するのも有効な手段です。

このような取り組みは、上級生になってから実施するのではなく、入学当初からバランスよく提供していくことが重要です。

3. 教員採用試験対策（採用試験）

教員養成系大学では学生の多くが教員就職を希望するため、各大学では教員採用試験に特化した就職ガイダンス、セミナー、個別指導等の支援が提供されています。障害のある学生が参加を希望する場合は、関係部署や当該学生と一緒に必要な合理的配慮が何かについて検討することが必要です。全体の学生に向けたガイダンスやセミナーについては、情報保障（資料の拡大・データ提供、ノートテイク、手話通訳の手配など）を提供すれば概ね問題ありませんが、より具体的な試験対策となれば、障害特性に応じたきめ細かな支援が求められます。

たとえば、聴覚障害のある学生の場合は、集団面接・討議、場面指導等の試験に際し、手話通訳などの情報保障が必要になります（相羽・岩田・小田 他, 2016）。障害学生支援が普及しつつある大学では、個人で手話通訳を手配したことがない学生も少なくないため、どのように手話通訳を手配すればよいのかについて情報提供する必要があるかもしれません。

また、集団面接・討議の口頭試験に手話通訳が入ったとしても、通訳が間に合わなくなることも多いので、通訳を待ってから発言をしようとしたら時間が無くなってしまい、結局発言できずに終わってしまったという学生もいます。このようなことを見通し、集団面接・討議では司会者を申し出て面接のスピードを自らコントロールできるようにするなど、効率的に試験を受けるためのアドバイスが必要になります。

視覚障害のある学生の場合は、まず教員採用試験の筆記試験において問題の拡大・点訳、解答方法などを検討する必要があります。試験問題の拡大・点訳はそれがなされればよいというものではなく、どのように拡大・点訳されるのかによって、問題の読みやすさが大きく変わってきます。試験当日に問題の読みにくさに気づいても後の祭りですので、視覚障害のある学生が具体的な合理的配慮を事前に要請できるよう支援することがたいせつです。

また、教員採用試験の受験にあたっては、試験会場までの移動が課題になります。このため、視覚障害のある学生が事前に練習をしておくことは必要です。教育大学では、同じ会場で受験する友達が複数いる場合もあり、仲間同士で下見をすることができます。しかし、ひとりだけ違う地域を受験するなど、下見を自力で行わなくてはならない場合には、計画的に下見をするようアドバイスすることがたいせつです。

この他、口頭試験では集団面接・討議における状況把握も課題になります。たとえば、愛知県の場合は、任意のアルファベットが各受験者に与えられ、決められた配置で集団面接・討議が進められます。見えていれば、その場で指示されてもある程度行動できますが、視覚障害のある学生の場合は、誰がごとに座っているのかという状況がわからず、やりとりに出遅れてしまいます。そのため、事前に実際の状況を想定した集団面接・討議の模擬練習をすることも必要です。

このように、障害のある学生にとって教員採用試験は未知の体験となります。キャリア支援においては、それぞれの学生が具体的な試験内容・状況をイメージできているのか、確認をすることがたいせつです。そして、必要であれば、各学生の障害について、専門的に応じることのできる教員と連携をとり、どの

ように受験すればよいかについて相談することが必要です。

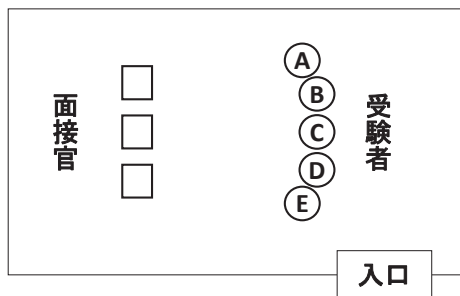


図 集団面接試験における会場の様子

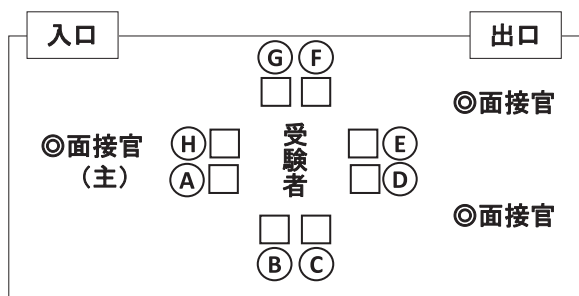


図 集団討議試験における会場の様子

4. 教員以外の就職先について

教員という職業は、単に授業をするだけではありません。同僚の教員や管理職、保護者、地域と連携しながら多方面にわたり児童生徒の教育に携わるなど、さまざまなスキルが求められます。このため、障害のある学生のなかには、こうした教員に求められるスキルと障害特性との相性がよくない者もいるかもしれません。そうした場合には、当該学生の教育に携わりたいという想いを最大限たいせつにしつつ、大学で学んだ専門を活かし、教育に関連する職業（たとえば、教育系企業、塾講師、NPO職員、公務員など）も積極的に情報提供し、より広い視野をもってキャリア選択を促すことも必要かもしれません。当該学生に寄り添いながらより現実的なキャリア選択ができるよう支援することがたいせつです。

第5節 ボランティア活動

1. 大学生とボランティア

近年の大学生ボランティアに関しては、震災に関わる積極的な取り組みと、これらの活動を大学での単位に結びつける文部科学省の方向性が話題になっているところです。また、平成28年2月には、文部科学省と厚生労働省は「学習支援における学生ボランティアの参加促進」を目的とする依頼文書を各大学や教育委員会に対して出しています（文部科学省・厚生労働省, 2016）。この学習支援ボランティアは、子どもの貧困対策への総合的取り組みの一環として進められているものですが、これらのことから、大学生が学業と平行してさまざまなボランティアに参加している様子がうかがえます。ちなみに愛知教育大学が大学ホームページ上で紹介しているボランティア活動は、学校ボランティア・教育復興支援学生ボランティア・訪問科学実験・土曜親子日本語教室ボランティア・日本語教室ボランティア・国際交流学生ボランティアであり、やはり学習支援や震災復興援助のボランティアが中心となっています。

2. 教員養成系大学におけるボランティア活動

教員養成系大学のボランティアの特徴としては、学生が将来教員になることから、教員としての資質を高めることにつながるボランティア活動が選択・奨励される傾向があります。とくに学校ボランティア（「スクールボランティア」「学校インターンシップ」などの呼称もあり）は、地域の学校の教育機能を補完する意味、学生の実践的教育技術・思考・態度を養成する意味、単位や採用試験での加点要素とつながるキャリアプランニングの意味などがあり、さまざまな取り組みが実施されています。

愛知教育大学においても本年度（平成28年度）より「学校サポート実習」という名称で、学生の学校でのボランティア活動を単位化する試みが始まりました。ここでは学生が独自に対象校を探す自発性に基づく活動や、大学と学校が提携して進める組織的な活動が見られます。いず

れも単位として認定することを考え、オリエンテーションと振り返りを含む、およそ15単位時間の活動となっています。

3. 特別支援教育とボランティア

特別支援教育の領域は、従来からボランティア活動と密接に連携していました。特別支援教育を志す学生のなかには、高校生の時代に障害のある人と関わるボランティアを経験した者が少なくありません。また当事者家族として、介護活動を経験していたり、特別支援学校での教育活動に触れていたりする学生もいます。

愛知教育大学特別支援学校教員養成課程では正規の教員養成カリキュラム以外にさまざまなボランティア活動の機会を用意しています。プレイセラピー、親の会主催による動作法訓練会、学生主催の難聴児サマーキャンプ、視覚障害児の科学教育支援キャンプ、外部団体と共催の発達障害児キャンプ、聾学校と連携した学校支援ボランティアなどさまざまな活動があります。学生はこれらの活動をとおして、障害のある子どもたちとの遊びや学習体験を積み重ねています。

4. 障害のある学生とボランティア

障害のある学生のボランティア活動も多様です。当該学生のなかには震災関連のボランティアや環境整備などのボランティアに参加する者もいます。また子どもの学習支援に参加する者もいます。教員養成系大学の場合は、障害のない子どもたちの教育や自分自身の障害と同様の障害のある子どもたちの教育のみではなく、自分自身の障害とは異なる障害のある子どもたちの教育に当たることも考えられます。ちなみに愛知教育大学特別支援学校教員養成課程に在籍する学生は、基本的には5障害（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）の免許を取得して卒業します。障害のある学生も自分の障害とは異なる障害について学ぶ機会が豊富になります。結果的に障害のある学生は、教員としての将来を考え、自分とは異なる障害のある子どもとの関係を、ボランティア

をとおして作り上げていくことにチャレンジすることも考えます。しかし、これらのボランティアをすすめるうえでは、大学、教員、ボランティアの受け入れ機関等の適切な支援が必要になることがあります。以下に具体例を挙げてみます。

(1) 肢体不自由の学生のプレイセラピー

車いすを利用する学生が、プレイセラピーのセラピストとしての活動を希望したことがありました。この活動をコーディネートしてきた教員は当該学生の希望やこれまでの経験、プレイセラピーへの思いなどを確認したうえで、対象となるクライアントとのマッチングを考えました。クライアントの主訴を勘案し、子ども本人と保護者の了解を得て、車いすの学生はセラピストとして卒業までボランティアを継続しました。

(2) 聴覚障害のある学生の動作法訓練

愛知教育大学ではこれまで多くの聴覚障害のある学生が動作法訓練会でのボランティアを経験しています。各スーパーバイザーのもと、数人の学生がそれぞれ特定の子どもと関わりを持って活動を進めるのですが、スーパーバイザーの指示や子どもの発言を理解するためには筆記通訳や手話通訳による情報保障が必要になってきます。また子どもへの話しかけも通訳が必要な場合があります。動作法では子どもの体幹、四肢、関節等に必要に応じて手を添えて適切な動きや姿勢を引き出す支援を行います。子どもの姿勢の取り方や支援のタイミングを考えると、彼らの位置関係を考慮した手話通訳の支援が効果的になります。そのため、動作法の流れや意図を理解した手話通訳可能な教員や特別支援学校教員養成課程の学生が情報保障に当たりました。

5. まとめ

障害のある学生がボランティアを行ううえで絶対的な制限や配慮というものはありません。他の障害のない学生と同様にさまざまなボランティアを経験することが奨励されます。しかしながら、教員として障害のある学生のボランティア活動に関わる場合には次のような配慮は必要

と思われます。

(1) 障害のある学生の意向を確かめること

始めにその障害のある学生がどのようなボランティアを望んでいるのか、またなぜそのボランティアを選択したかについて話し合ってみることで、さらには、ボランティア活動にたいしてどのような不安を感じているかもたずねてみるのもたいせつです。私の担当した聴覚障害のある学生のなかに「自分と違う障害のある子どもと関わってみたかった。」という学生がいました。この時点では、学生は自分がどのように関わるかを十分考えていませんでした。そして最も不安に思っていたのがコミュニケーションが相手との間で成立するかどうかでした。このような場合には、自分が真に望んでいることを考えさせると同時に、そこでの関わりで起こるだろう出来事についてもあらかじめ話し合っておくことが必要です。そのうえで、自分に合ったボランティアやサポート体制を選択することがたいせつです。

(2) ボランティアの対象者の意向を確認すること

ボランティアの対象者のなかには障害のある学生との関わりになれていない者もいます。よりよい関係を築くためには、対象者にもあらかじめ障害のある学生との関わり方について説明をし、了解を得ておくことがたいせつだと考えます。

(3) 特別な配慮について検討すること

障害のある学生がボランティア活動を円滑に進めるために、援助者や特別な配慮が必要になることがあります。しかしながら大学での正規のカリキュラムではないため、ここでの配慮は不安定なものになります。障害のある学生自身の主体性をそこなわないようにしながら、可能な援助のあり方を検討することもたいせつです。

ボランティア活動は相手を援助するとともに、学生自身が学んでいく二つのプロセスが重なった活動です。そのなかで学生は成長とともに悩みを体験します。教員は常に相談に乗れるように準備しておくことも必要と考えます。

第三章

コラム—卒業生・修了生からの声—

コラム1 (視覚障害のある学生)

名前： 金澤 直 (37歳) 視覚障害 (全盲・点字使用)
学歴： 日本大学 文理学部卒業・北海道大学大学院 理学研究科修了
職歴： 埼玉県立白岡高等学校 (数学) (教職暦約10年)

1. はじめに

私は生まれつき視覚に障害があり、現在は光や目の前のものがわずかに認識できる程度です。高校までは盲学校で過ごし、大学、大学院を経て、現在は公立高校で数学の教員として勤務しています。

2. 在学時、あってよかった支援

私は学部、大学院ともに十分な環境の下で学びました。必要なテキストは点字にさせていただきました。点字プリンタをはじめとした支援機器類をいつでも利用できました。定期考査なども点字で受験しました。ですが、それらの他にありがたかった支援が二つあります。

一つ目は、私の支援をあまりマニュアル化せず、具体的な方法は柔軟に相談できた点です。授業のプリントは点訳した方がいいか、事前にデータでもらえるか、実習系の授業にはどのように参加するかなどを、講座ごとに私と担当教員とで話し合いました。教科書も、音訳でも差しさわりのないものはボランティアの方に読んでもらいました (点訳よりも作業時間が短いので)。講座の特性によって、メールのやり取りで考査を受験したこともあります。テキストの点訳については大学とボランティアの間で契約が結ばれていましたが、私がボランティアの方と直接話ができるように取り計らっていただけたため、細かいことを円滑に打ち合わせることができました。必要な支援の内容はまずは私と支援者の間で決める、それを大学にフォローしてもらえる、この私と大学と支援者の距離感が絶妙だったと感じています。

二つ目は、担当の先生が、周りの学生に自然と支援する雰囲気を作ってくくださったことです。セミナーで私が発表をするときは、担当教員

の指示で、私がしゃべった内容をほかの学生が板書する形式になりました。手伝ってくれる学生との事前準備は必要でしたが、快く受け入れてくれました。また、幾何の演習で私を含む何人かの友人たちが質問をすると、教員は、数式や図など書いて説明したほうが速いときは筆記して説明します。そして、「金澤にも後で教えておいて」と友人たちに言います。するとその授業の後に、理解した友人が丁寧に私にも教えてくれます。もちろん、ひとりで質問に行けば私に丁寧に説明してくれますが、先生方が私と周囲の学生たちとの関係を見たうえで、その学生たちのなかで私が勉強するという方向で指導してくださったのが、とてもよかったです。

3. 在学時、あったらよかった支援

ありがたいことに、在学中は十分な支援を受けていました。ただ、実習先をうまく探せなかったのが残念です。普通高校への就職を希望していたため、教育実習も普通学校で行いたいと思いましたが、かないませんでした。また、介護等体験の実習先も見つかりませんでした。障害者手帳を持っていることでこの実習は免除されましたが、もっと自分で探せなかったか、ほかの視覚障害者がどのように実習先を探しているのかを調べればよかったと後悔しています。

4. 教師を目指す後輩と、その支援者へのメッセージ

現在私は、授業をするときはチームティーチングの形をとり、板書や生徒観察を他の先生に依頼しています。部活の引率で初めての場所に出かけるときなどは、生徒にいろいろ教えてもらったり、手伝ってもらったりします。私たちは仕事をするなかで、いろいろな場面で健常者の支援を受けます。今思うと、大学生活はその訓練をする時間、場所だったのかなあと思います。在学中に支援してくれる人と積極的にかかわるなかで、どのように支援を受けるか考えていくことは、その後の働き方、生き方のヒントになるのではないかと私は思います。

コラム2 (視覚障害のある学生)

名前： 佐川 匠 (34歳) 視覚障害 (弱視・拡大文字使用)
学歴： 宮城教育大学大学院 障害児教育専修修了
職歴： 福島県立視覚支援学校 (教職歴10年)

1. はじめに

私は、先天性白子症のため、弱視です。視力は両眼共に0.1で、視力測定が一番上の指標が見える程度です。まぶしいところが苦手で、明るいところでは視力が下がるため遮光眼鏡を使用しています。平成13年度から大学と大学院の計6年間、宮城教育大学に在籍し、小学校と、幼稚園、盲学校、養護学校の教員免許を取得しました。大学院修了後に、地元福島の特設支援学校の教員として採用され、知的障がい特別支援学校で4年間勤務したあと、現在の職場に転勤してきました。採用から現在に至るまで、小学部の教員として日々、子どもたちの支援指導に携わっています。

2. 在学時、あってよかった支援

在学中、教育実習中の配慮がたいへん助かりました。私は小学校や特別支援学校で合計4回の教育実習を行いました。教育実習では、実習日誌や、指導案など手書きで提出するものをパソコンで作成することを認めていただいたり、実習担当の先生と打ち合わせをとる機会や、実習に入る学級で自分の見え方について説明する時間を設定していただいたりしたことでスムーズに実習に取り組むことができました。こうした経験を通して、教職の仕事に就いたとき、自分に何ができるのか、できないことは何なのかについて知る良い経験になったと思います。

3. 在学時、あったらよかった支援

私の在学していた当時は、支援が必要と感じたときに、自分から講義や実習にたいする支援の交渉をしていました。小学校や幼稚園の単位を取得するためには、実技をとまなう講義も多かったのですが、シラバス

を確認し、視覚障がい教育専攻の教官や、講義ごとの担当教官にたいして、支援内容や配慮方法について相談しながら講義を受講しました。家庭科の裁縫や、社会科の地図を使った課題などの同じ速度で取り組めない課題は、後日、課題を提出できるようにお願いしたり、理科の実験や体育の実技では、友人とペアで取り組ませてもらったりなど、必要に応じて対応してもらいました。その都度、自分の障がいのことや支援内容などの説明や交渉をしなければならなかったことや、友人に支援を頼むというところでいろいろ考えることもありました。現在、多くの大学で行われているような、相談や、連絡調整、情報保障のための技術的支援などを担ってくれるような障がい学生支援のシステムが機能していればよかったなと感じています。

4. 教師を目指す後輩と、その支援者へのメッセージ

学生として学ぶうえで、障がいに基づく種々の困難について、配慮を受けながら学びを実現するために、今後も障がい学生支援が充実していくことが望ましいと考えます。ただ、教師になり子どもを支援する立場になったときに、すべてが保障されているとは限りません。自分の障がいについても、担当する児童の保護者への説明責任もあると思います。私は、知的障がいの特別支援学校の教員だったころ、保護者から私の視覚障がいについて指摘を受けました。そのころはどうすることもできずに目の前の児童の支援指導に打ち込むしかありませんでした。ただ、児童が成長し、できることが増えたとき、保護者との関係が良好になりました。その経験をとおして、教師として真摯に仕事をすることで、障がいの有無は関係ないと自分に自信をもつことができました。何より今の自分があるのは、学生時代、勉強やサークル活動、バイトなどの経験をとおして、自分の可能性について向き合うことができたことが大きいと感じています。学生みなさんも、いろいろなことに挑戦して、たくさんの人とかかわりをとおして、自分の可能性を広げていってほしいと思います。

コラム3 (聴覚障害のある学生)

名前： 原 和大 (31歳) 重度聴覚障害 (主に手話使用等)
学歴： 愛知教育大学 障害児教育教員養成課程卒業
職歴： 愛知県立岡崎聾学校 (教職歴9年)

1. はじめに

平成19年度に卒業するまでの4年間を愛知教育大学で過ごしました。現在は、県立聾学校の教諭として、子どもたちのやる気を引き出した者勝ちの日々を楽しんでいます。こうした日々を実現できたのも、大学時代のさまざまな出会いはもちろん、情報保障によって「わかる講義」を受けることができたおかげでもあります。

2. 在学時、あってよかった支援

在学時の情報保障は、ノート要約筆記と手話通訳、途中からパソコン要約筆記が加わっての3択でした。手話通訳は、予算により利用できるコマ数は限られていましたが、手話を中心に育ってきた私にとって、手話通訳による情報保障はとても有難かったです。そのなかでも忘れられないのが、「児童虐待」が主題の講義です。講師が涙ながらに虐待の現実を語り、それを手話通訳者が感情を込めて情緒豊かに通訳してくれました。そのおかげで、涙を流す他の受講生と同様に胸が熱くなったのを今でも覚えています。ノートテイクだったらまた違った受け止め方になっていたのだらうと思います。もちろん、すべて手話通訳がいいというわけではありません。それぞれの講義内容に応じて、情報保障方法の利面や特性を活かして利用しました。

ノート要約筆記のデメリット (支援者に挟まれて座る形態) から脱すべく、LANケーブルでつなぐことにより支援者と当事者が隔離した状態でも情報保障が可能なパソコン要約筆記へと進展できたことは大きな喜びでした。隔離でき自由の身になれたとはいえ、支援者とのコミュニケーションをたいせつにしようと思いつけてきたつもりです。支援者を手話サークルへと誘い、親しくなれたことも良い思い出です。

3. 在学時、あったらよかった支援

当時の情報保障については、改善と向上に努めつつも、これ以上望むことは特になかった気がします。しかし、心残りがひとつだけあります。大学4年になると、大学が企画する教員採用試験セミナーや集団討議練習などで賑わいます。このうちの集団討議の練習について、手話通訳を希望したものの、自主参加であることや予算の都合によりつけることはできませんでした。そのため、後輩の有志によりボランティアで手話通訳をしてくれました。しかしながら、手話技術の未熟さにより集団討議練習の通訳についていけず後輩が途中で泣きだしてしまうことがありました。未熟であることは承知のうえでお願したものの、たいへん申し訳ないことをしたなど猛省した出来事です。学内における講義以外の場面でも通訳を配置できるような環境であったらどんなに良かったか…と思うばかりです。

4. 教師を目指す後輩と、その支援者へのメッセージ

私が在学していたのは10年ほど前です。今では、IT技術も驚くほど進み、遠隔情報保障が行われている大学が増えていると聞いています。遠隔情報保障のメリットは大きいものと想像できます。ですが、遠隔であることは当事者と支援者が互いに見えない状態になるともいえます。コーディネーターが行っている作業の多さ、多くの人の努力や協力によって成り立っていることを知っている当事者はどれほどいるのだろう。支援の質をあげるべく、自分たちで工夫をしたり、当事者と協力関係を築いたりと主体的に動く支援者はどれほどいるのだろう。表面だけで満足せず、支援の裏舞台をきちんと見つけ、互いに意見を出し合い、主体的に動くことをたいせつにしていってほしいです。このことは、大学卒業後の職場でも同様のことが求められます。そこでも自分の力が発揮できる環境を整えていく原動力となるように、この大学生活からできることをたいせつに、たいせつにしていってください。

コラム4 (聴覚障害のある学生)

名前： 勝田 夏実 (26歳) 中等度難聴
学歴： 東京学芸大学 特別支援教育特別専攻科修了
職歴： 特別支援学校 (教職暦3年)

1. はじめに

私は生まれつきの中重度難聴です。静かな場所での1対1の会話はあまり困りませんが、集団になると聴き取れないことが増えます。小学校、中学校、高校は一般校に通いました。補聴器をつけ始めたのは、大学入学時です。卒業後、特別支援学校の先生になるために東京学芸大学の特別支援教育特別専攻科で1年間学び、現在念願の特別支援学校の先生として楽しく学びある日々を送っています。

2. 在学時、あってよかった支援

私のそれまでの学生生活では、自分で聴くということがあたりまえで、情報保障を受けたことがない以前に、情報保障とは何か、どのような人にとって必要なのかという知識もまったくありませんでした。専攻科で出会ったデフの友人が、授業のときにパソコンテイクによる情報保障を利用していました。ある日の授業でたまたま彼らのうしろの席に座り、ふとパソコンを覗いたときに衝撃を受けました。画面には、私が聴き取れていなかったたくさんの言葉が打ち出されていたのです。「だいたい聴こえている」と思っていた教授の話は、実は聴き取れていなかったのかということに気づきました。すぐに障がい学生支援室の先生に私もパソコンテイクを受けたい!とお願いし、体制を整えていただきました。こうして、希望したいくつかの授業でパソコンを1台増やしてもらい、人生で初めての情報保障を受けるようになりました。授業では、聴き取ることに集中するのではなく、理解することに集中して講義を受けられるようになり、勉強が楽しくなりました。

障がい学生支援室という相談しやすいあたたかい場所があったこと、支援室の先生が、中等度難聴の困難を受け容れすぐに対応して下さったおかげです。本当に感謝しています。

3. 在学時、あったらよかった支援

たいへんだったのは都内の特別支援学校の学校見学と知的障害特別支援学校での教育実習です。校内を移動しながらの学校見学では手話通訳が派遣されていましたが、当時の私は手話ができませんでした。案内して下さった先生の話全部聞き取れることはむずかしく、かといって手話通訳を見ても読み取ることができず、苦勞しました。このような場面で音声認識ソフトが利用できるようになったら便利だなと思います。

教育実習では、実習校に情報保障という体制がなかったのですが、当時の私には大きな声で話してもらうことを要望することしかできず、それだけでは限界がありました。支援室の先生や実習校の先生方に事前にきちんと相談しておけば良かったと大いに反省しました。

中等度難聴者は「すきま」にいることを感じます。手話ができない難聴者は多くいますし、文字情報の方が良いときもあれば、音声拡張器を利用の方がわかりやすいときもあります。環境によって必要な情報保障が変わることは、中等度難聴者にたいする支援の難しいところかもしれません。幅広い情報保障が選べるようになると良いと思います。

4. 教師を目指す後輩と、その支援者へのメッセージ

自分はどのような障害をもっているのか、どのような情報保障を必要としているのか、どのような方法だったらわかりやすいのか、それがわかるのも伝えられるのも自分だけです。自分でことばにできなければ、相手には伝わりません。学生時代の私はそれが本当に曖昧で苦手でした。そのせいで、辛い思いもしました。自分のことを伝えることができないせいで満足な支援が得られないのは、自分の責任だと思います。「支援者ならわかってくれるはず」「どうしてわかってくれない」と思い込むのではなく、正直に、ことばにして、とことん話し合うことがたいせつだと思います。

コラム5 (肢体不自由の学生)

名前： 田中 宏史 (31歳) 車いす使用
卒業： 愛知教育大学 障害児教育教員養成課程卒業
職歴： 豊橋市役所・事務職 (職歴8年)

1. はじめに

私は、脳性麻痺による体幹機能障害で、日常生活では車いすを使用しています。立位や歩行はむずかしいですが、坐位保持や手の機能に制限はないため、大学の講義などは通常どおり受講できました。

実家と大学が遠く、下宿生活でした。玄関の段差に板を置き、キッチンやトイレにいすを置くなど生活しやすいように工夫しました。大学構内は坂が多く、移動は電動車いすを使用しました。雨の日は右手に傘を持ち、左手で車いすを操作して通学しましたが、時々びしょぬれになってしまうこともありました。

現在は、豊橋市役所の障害福祉課の正規職員として、障害者手帳・福祉医療事務など障害のある方々への支援を行っています。

2. 在学時、あってよかった支援

大学構内は、ほとんどの棟にスロープやエレベーターなどがあり、移動や講義の受講において、とくに困難さを感じたことはありませんでした。指導教員に申し出ることにより、必要に応じて講義教室の変更などの配慮がありました。

スポーツの講義では、理解のある講義担当教員とともに、私の障害の状態に応じた内容を練り、実践しました。ゴルフ・陸上・水泳など、障害があっても楽しめるものがあると実感できました。

教育実習においては、実家から通いたいと大学の教務課に申し出て、豊橋市内の小学校や特別支援学校で行いました。机間指導をしやすいするため教室内の座席をコの字型にする、黒板に手が届かないためホワイトボードを使用するなど、事前に実習校と配慮事項を検討しました。

3. 在学時、あったらよかった支援

在学時、同じ課程に聴覚障害のある同級生の友人がいました。彼には身近に聴覚障害のある先輩や後輩が大勢いました。車いすの仲間がいなかった私にとっては、相談し合える状況にあった彼をうらやましく思いました。

障害学生が同じ障害のある当事者とつながれる機会は限られています。入学希望者・在学生・卒業生を含めた相談体制の仕組みが大学にあれば、不安の解消、将来のモデル作りなどに寄与すると考えます。

また、キャリア支援について、教員養成系大学では、教員採用試験に関する情報は多くありますが、それ以外の情報（民間企業・公務員など）が少ないです。在学中のアルバイトも含め、幅広い分野の就職情報が提供されることで、障害のある学生の職業選択の幅が広がればと思います。

4. 教師を目指す後輩と、その支援者へのメッセージ

大学4年生の夏、教員採用試験を受験しましたが、不合格でした。ゼミの指導教員が教育委員会と掛け合ってくれましたが、「車いすで働ける学校がない」という理由で、講師の採用もありませんでした。教員になることしか考えてこなかった私は絶望しました。結局一年間就職浪人となりました。

「障害のある人の支援がしたい」との思いから教員を目指しましたが、就職につながらないのであれば、別の道を考えなければなりません。そこで、私は「みんながやりたいことを実現できる社会作りに貢献したい」という希望を持ち、私は市役所職員となりました。支援の形は違いますが、障害のある方と関わっていることにとてもやりがいを感じています。

障害のある人の就職事情は、今もなお厳しいと感じています。夢を追うのはもちろんのこと、別の道も考慮に入れて有意義な職業選択ができることを願っています。

コラム6 (発達障害のある学生)

名前： A (20代) 注意欠陥多動性障害、学習障害 (書字)

卒業： 東京学芸大学大学院 (修士) 修了

職歴： NPO 法人職員

1. はじめに

現在は、発達障害等の困難を有する思春期・青年期の若者へピア・サポートを行う仕事をしています。日々、ダイナミックに成長・発達していく若者と関わることができ、充実した日々を過ごしています。発達障害のある者の有する困難・ニーズは多様です。本稿の内容はあくまで個人の考えであることをご了承ください。

2. 在学時、あってよかった支援

(1) ワードプロソフトの使用

私には書字の困難があります。手先の不器用さから筆圧の調整や字画のバランスをとることがむずかしい他、漢字を思い出すことができないこと、似たイメージ・同音の漢字をまちがえて書いてしまうということがあります。大学院在学中は、学期末の筆記試験の際にワードプロソフト使用の許可をいただいた他、大学院入試の際も、別室でノート PC を使用する配慮を受けました。私は書字に時間が掛かってしまうのですが、ワードプロソフトを使用でき、助かりました。

(2) カウンセリング

私はスケジュール管理が苦手で、タスクを抱え込みすぎることがあります。大学院在学中は、学内の障がい学生支援室の講師の先生のカウンセリングを受け、タスクに優先順位をつけること等について助言をいただきました。所属している研究室のメンバーに相談に乗っていただくことも多かったのですが、支援室の先生からは違った視点から助言をいただくことができました。

3. 在学時、あったらよかった支援

私は学部生のころは東京学芸大学ではない大学に所属していました。当時から配慮・支援を受けていたのですが、今、振り返ると課題もありました。学部在籍時からスケジュール管理は苦手だったのですが、当時の私は「事前に申請することで、提出物の期限を延ばしていただく」という支援を大学に求めていました。希望は認められ、多くの授業で配慮を受けて、必要な単位を取得することができましたが、「提出物を期限までに出す」という当たり前の経験を積むことが出来ず、結果として卒業後、苦勞することになりました。

私は「発達障害だから提出物の期限を守らなくても良い」ということは基本的に許されないものと思っています。学部在籍時の私に必要な支援は、「事前に申請することで、提出物の期限を延ばしていただく」ことでは無く、「提出物の期限を守れる工夫ができるような働きかけ」だったと思います。たとえばチューターのような方と相談するなかで、スケジュール管理に能動的に取り組む体験を積むことができれば、卒業後に苦勞することは無かったかもしれません。

4. 後輩と、その支援者へのメッセージ

(1) 発達障害当事者の学生の方へ

私たちが抱える困難の中には、障害特性に直接起因するもの、「経験不足」に起因するものがあると思います。前者だと考えていたことが実は後者であったということは少なくないのではないのでしょうか。障害による困難は個と環境の相互作用によります。環境に働きかけるだけでなく自分で工夫できる余地は無いが、検討することもたいせつです。

(2) 支援者の方へ

当事者の困難を軽減させる支援はありがたいですが、支援方法が適切かどうかを常に検討していただきたいと思います。本人の望む支援が必ずしも適切であるとは限りませんし、対処療法的な支援では課題の先延ばしになってしまい、将来的に本人が苦しむこともありえます。長期的に本人の利益になるような支援をしていただけるとありがたいです。

第Ⅳ章

教員養成系大学における支援活動の紹介

第1節 北海道教育大学旭川キャンパス



1. 学生への支援体制

近年、大学内でも少なくない発達障害およびその近接領域にある学生への対応が進められています。入学後の学生相談の場として旭川校では「学生なんでも相談室」と「保健管理センター」を設置しています。前者は学部生の気軽な相談の場という位置付けで、大学院生が相談を担当しています。後者は看護師と臨床心理士が心理面、健康面での相談を担当しています。しかしながら困っているが相談できないといった学生も存在し、大学側はそのニーズをいち早くとらえ早期対応へつなげる工夫が課題となっています。

(1) 困難を抱えている学生の早期発見・早期対応

北海道教育大学では入学後の健康診断において、心理・健康に関わるアンケート調査を全学生にたいして実施しています。そのアンケート結果に基づき、いち早く学生のニーズをとらえ、必要に応じてその後の相談へつなげる取り組みも行われています。

また指導教員が学生の困り感にいち早く気づくことも重要と考えています。現在の大学教員の気づきを調査するため、旭川キャンパスでは平成27年、平成28年に指導学生を持つ大学教員を対象に「指導に特別な配慮を要する学生の実態調査」を実施しました。回答の得られた教員の約40%が指導学生の「対応に困難を感じている」と回答しています。また困難を感じる学生の様子としては「うつ症状」「不登校」「学生同士の対人関係」が多いという結果でした。この結果に基づき教職員の情報共有の場も設けられました。

(2) 教職員への理解啓発

平成28年度は大学教員及び事務職員を対象に、発達障害の特性と関わり方に関する講義を開催しました。とくに発達障害特性が大学という比較的自由度の高い環境とぶつかった場合、不適応状態をもたらす可能性もあるといった解説を行いました。また学生対応をするうえでの留意点についても触れています。

2. 特色ある取り組み

学部生が1200名規模の旭川キャンパスでは平成28年度から“学生支援コーディネーター”という職を保健管理センター内に設けました。この職は大学教員が併任する形ではなく、新たに臨床心理士の資格を有した非常勤職員を採用する形を取っています。期待される役割としては、背景に発達障害特性がある学生への専門的な対応と、学生の対応に困難さを感じる教職員の相談窓口の2点にあります。保健管理センターには既存の臨床心理士がいますが、一般的な学生相談に加えて上記の2点についての役割も担うという点が大きく異なっています。

(1) 教職員の相談窓口

平成28年度から学生支援コーディネーターが大学教員からの相談も請け負っています。12月時点で教職員からの相談ケース数は、既存の臨床心理士が0件にたいし、コーディネーターは25件(延べ件数)と、教職員からの相談窓口として機能している様子が伺われます。具体的にはコンサルテーションという形で、学生との関わり方を教職員と一緒に考えていく取り組みが行われています。その他、発達障害あるいは精神疾患に関する教職員への説明、医療機関への橋渡しなどの業務を、教職員から依頼される形で実施しています。

(2) 発達障害特性を考慮した関わりの重要性

学生からコーディネーターへの相談件数は平成28年度の12月時点で143件あり、そのなかで最も多かった相談内容は「自分・性格に関する内容」であり、58件でした。次いで「精神面」に関する内容が39件という結果でした(いずれも延べ件数)。これらの相談は本人の困り感として多様な主訴となっていますが、対応するうえでは発達上の特性を考慮したり、その特性に由来した二次障害の観点を持つ方が、その後の展開を考えやすいケースも多いようです。



第2節 愛知教育大学

1. 支援体制・支援サービス

平成27年度まで、障害のある学生の就学支援について協議・検討を行う専門委員会や、障害のある学生の就学支援に関する学内規定がなく、学生支援部・保健環境センター（平成28年度からは健康支援センター）が障害学生支援業務を担っていました。障害のある学生にたいする事前の支援面談については、障害児教育講座のスタッフ、とくにクラス担任や指導教員が窓口になることが多く、入学直後のほか、教育実習や教員採用試験など、必要なときに相談を行っていました。また、クラス担任などが各学生の支援ニーズをヒアリングしたうえで、当該学生の障害種に対応した領域の教員が支援体制を構築できるよう働きかけていました。

平成28年度より、本学学生の修学や大学生活の充実に向けた総合的な相談窓口として「愛知教育大学なんでも相談室（以下、相談室）」が設置されました。また、相談室の設置にともない、「愛知教育大学障がい学生サポート委員会（以下、委員会）」も組織されました。

相談室は全学生を対象とした相談受付および関係部署への連絡調整を行う部署です。その業務には「障害に対する社会的障壁の除去等に関する相談受付と関係部署への連絡調整を行うこと」が含まれています。相談室でこのような相談を受けた場合には委員会につなぎ、委員会で障害のある学生から申し出のあった社会的障壁の対応について審議することになります。平成28年度には、担任と連携して障害のある学生との面談を行うなど、相談室が障害のある学生にたいする事前の支援面談の窓口としての役割を担いました。なお、相談室にはスタッフとして室長、副室長および学長が必要と認めた職員を置いています。

2. 特色ある取り組み

本学の特色ある取り組みとしては、聴覚障害学生の情報保障を行う学生主体の支援組織「てくてく」があります。この活動は平成19年ごろからはじまり、10年目となる現在は約200名の登録があり、週に約50コマの講義、週末の集中講義、大学の行事などで活躍しています。「てくてく」はパソコンテイクを中心に情報保障を提供していますが、情報教育講座の教員の協力のもと、自宅からでもできる遠隔情報保障システムの運用にも先駆的に挑戦してきました。また、障害児教育講座の教員の協力のもと、「聴覚障害学生支援マニュアル」を作成して全学の教員に配布したり、支援学生を養成するためのリーフレットを作成し、年度当初のガイダンスで配布したり、理解啓発活動にも取り組んできました。平成26年度からは、3年連続でAUE学生チャレンジ・プログラムに採択され、更なる活動の活性化にも取り組んでいます。新たな活動として、支援技術を向上させるために外部講師を招いて研修会を実施したり、他大学との情報交換のために日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)のシンポジウムに学生を派遣したりしました。また、より身近な活動を目指して団体のロゴやパーカーもつくりました。「てくてく」は採択された活動のなかでも特に評価され、平成27年度にグッドプラクティス賞を受賞しています。



【研修会の様子】

利用学生体験をしながらよりよいパソコンテイクについて学びました。



【てくてくパーカー】

校章の「カキツバタ」の紫色を基調に、背中に「てくてく」のロゴを入れました。

第3節 東京学芸大学



1. 障害学生支援体制と『障がい学生支援室』の役割

障がい学生支援室は、修学や学生生活において支援ニーズのある学生から相談を受け、個々に応じた支援を行う部署として平成25年4月に開室しました。それ以前にも各講座、学生支援に関わる事務部、保健管理部署などで障害のある学生への個別対応は行われていましたが、障害のある学生の増加やニーズの多様化に応じるため組織化と支援体制が整備されました。現在は学生のキャリア形成支援、健康サポート、各種相談などトータルの支援を行うために学内の諸機関を有機的に結び付けた「総合学生支援機構」の一部として位置づけられています。



【構成員】

室長 1名

学系選出委員 4名

室委嘱委員(種別専門) 3名

コーディネーター：講師 1名

事務部(学務課・学生課)



【支援室のある建物】

障がい学生支援室は大学構内の中心、アクセシビリティの良い場所に窓口となる部屋を構え、相談や支援・合理的配慮のコーディネートのための専任教職員が常駐しています。相談希望のある障害のある学生本人や保護者、友人、教職員の来室に限らず、リソースルームとしての役割や、支援活動に参加する学生サポーターたちのミーティングやスキル練習スペースを備えています。年間の延べ来室者数は2000名を超え、障害の有無や種別にかかわらず、ともに学び、集う場となっています。

【障がい学生支援室の活動の様子はこちらから～学生有志が情報発信しています】

Facebook : <https://www.facebook.com/gsupprt>

Twitter : https://twitter.com/tgu_gsupport



2. 特色ある取り組み

(1) 個別支援チーム

障害に関わる修学・学生生活上の個別ニーズに応じるために、障害のある学生一人ひとりに教職員の「個別支援チーム」を発足する本学独自の支援システムがあります。長期的な支援方針の共有と、時期や課題毎の具体的配慮



▲個別支援チームの例

内容の検討がスムーズに行えるように連絡体制を整えます。チームの設置にあたって、①学生本人による申請書作成→②申請にともない指導教員・教室主任との調整→③支援室内でチーム設置の検討と構成員決定→④チーム内の連絡調整とチーム会議の開催という一連の流れがあります。このプロセスに沿って学生本人が自分自身の状況や状態を見つめ直す機会となること、保護者への理解や協力を得ること、教職員もチームの中で安心して学生への指導・対応ができることもたいせつにしています。

(2) 学生主体の活動

実際の支援活動の多くを学生サポーターが担っています。例年、200名近い登録者数があり、学内に理解や支援の輪が広がっていることを実感します。情報保障やICT活用など多様な支援スキルの獲得と同時に、仲間と関わりながら互いに学びあう機会を得ています。授業履修に際し、教員に伝える合理的配慮の依頼事項を障害のある学生と学生サポーターの双方の視点からまとめたリーフレット(右)は、教職員の意識を変える大きな影響力がありました。学生主体の活動は障害を含む“多様性”への理解や対応のできる学校教員養成にも貢献しています。

先生へ
この講義の受講を希望している聴覚障害学生がいます
みんなが受けられる授業にするために～学生からのお願い～
東京学芸大学

この講義は聴覚障害学生のための情報保障(音声サポーター)によるパソコンタイピングが入ります。
【パソコンタイピングって何?】
パソコンを使って講義の内容を音声情報から文字に変えて視覚的に伝えるものです。聴覚障害学生はパソコンにしている文字を見て講義の内容を理解します。

◎聴覚障害学生から先生へのお願い!

- ・レジュメ、配布資料を印刷して配布してください。
- ・席の配置に配慮してください。
- ・文字起こしをサポートルームに依頼してください。

※手紙をつけて送付することもできます!

◎パソコンタイパーから先生へのお願い!

- ・私たちが打ちやすいような話し方をしてくると嬉しいです。
- ・私たちが聞き取りやすいように配慮してほしいです。
- ・マイクを使用してほしいです。

第4節 大阪教育大学



1. 支援体制・支援サービス

本学の障がい学生修学支援ルームは平成24年度に設置開設されました。このルームは学生支援課内にあり、副学長を委員長とする障がい学生支援委員会の審議に基づいて運営されています。本学には柏原及び天王寺にキャンパスがあり、両キャンパスの障がい学生支援業務をルーム長・コーディネーター・学生支援課係長・同主任・同事務補佐員の5名が担当しています。また、ルームには特別支援教育講座教員をはじめ、関係教員との連携による障がいごとの専門部会も設置されています。

本ルームでは、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている学生本人の申請に基づいて、必要な修学支援を実施しています。学生からの支援申請に基づいて、コーディネーターとの面談・支援計画の作成・専門部会での検討などの過程を通じて、指導教員との連携、支援利用学生への説明と同意を得ることに配慮しています。修学支援の具体的な内容は講義などにおける意思疎通や柔軟な変更などによる配慮、日常の相談支援及び授業担当教員及び指導教員との連携などで、支援利用学生一人ひとりのニーズに応じた支援を実施できるようにしています。また、教員養成課程の「積み上げ型教育実習」やインターンシップなどの学外における支援にも取り組んでいます。

本ルームのモットーは「共に気持ちよく学び合う活動」の推進と、いつでも誰でも「Welcome」の精神です。支援利用学生も支援協力学生も相互に学び合いながら、助け合いながら、成長し合えるルームの活動を目指しています。ルームには学生達が交流などのために活用できるフリースペースも設置されています。

ルームではアクセシビリティリーダ育成協議会（事務局：広島大学）認定の資格取得、要約筆記に関する大阪府及び柏原市との連携、また、学生には活動実績に応じて支援協力活動証明書も発行しています。

2. 特色ある取り組み

本学の支援活動の特色の1つは、ルーム開設以前から障がい学生の支援活動が学生のボランティア活動を中心になされてきたことです。これらの学生による支援活動の実績や守秘義務の遵守などはルーム開設後もたいせつに引き継がれています。

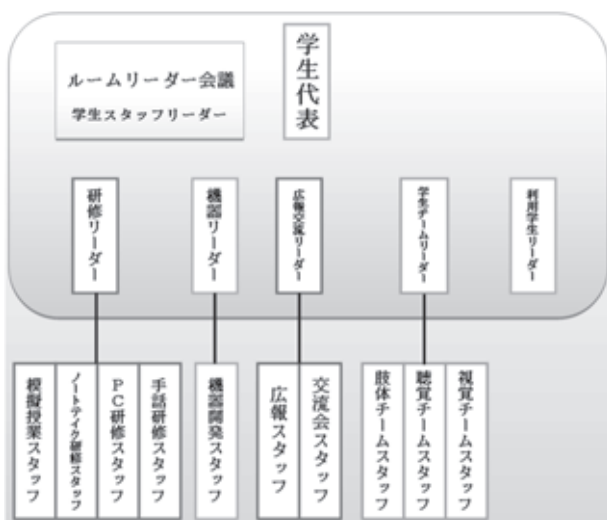
平成28年度の支援協力学生の登録者数は約130名です。支援協力学生はそれぞれの専攻分野の知識や技能を活かして、支援活動に従事するとともに、以下の学生スタッフ組織による支援スキルアップなどにも取り組んでいます。もちろん、支援利用学生もこの組織に関わり、研修の講師なども務めています。

学外での活動においては、毎年、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)シンポジウムの実践事例コンテストに参加して、他大学の学生達との交流や自らの支援活動の振り返りなどにも積極的に取り組んでいます。

また、ルーム開設後は毎年、学生相互の交流と研修を兼ねた夏の研修合宿も実施しています。これからも、本学学生が培ってきた学生による学生のための支援という精神を生かしつつ、ルームに関わりのある方々の思いや願いを反映できるように配慮しながら、教員養成大学である本学における障がい学生支援のあり方を構築していくための努力を続けていきたいと考えています。

参考資料：大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム年報

(平成24年度版・25年度版・26年度版)



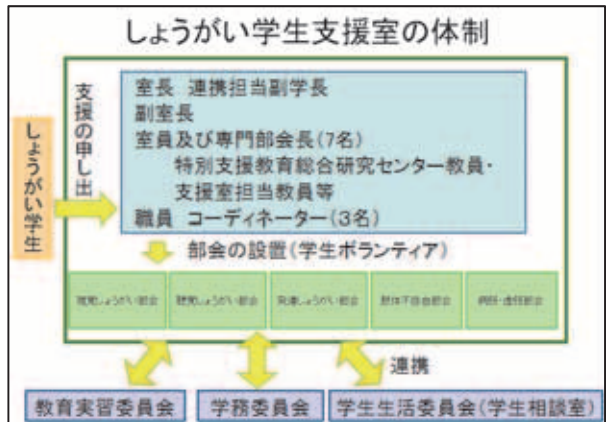
第5節 宮城教育大学



1. 支援体制・支援サービス

従来から聴覚しょうがいのある学生を含めた学生団体による支援が行われていましたが、平成16年度に推薦入試で聴覚しょうがいのある学生を受け入れたことを機に、「障害学生支援プロジェクト」が発足し、大学によるしょうがい学生支援体制の検討が始まりました。その後、平成19年にしょうがい学生支援コーディネーターが配置され、平成21年にしょうがい学生支援室が開室しました。視覚しょうがい、聴覚しょうがい、発達しょうがい、肢体不自由、病弱・虚弱の各しょうがい部会が設けられ、専門の教員が部会長となりコーディネーターと共に対応にあたっています。本学には、全障害領域の特別支援教育の教員免許状を取得できるカリキュラムが備わっていることもあり、教員の専門性がしょうがい学生支援の大きな助けとなっています。

支援申請をする学生の特徴として、障害者手帳の所持や医師の診断により入学前から支援の必要性を申し出る学生と、入学後に教員など周囲の働きかけによって来室する場合とがあります。後者に関しては、比較的軽度のしょうがい学生に多くみられ、1年次の必修科目である体育実習における実技面での配慮や、英語のTOEICの受験措置などをきっかけに来室へとつながっています。初年次に学生とのつながりを持つことで、その後の介護等体験や教育実習における配慮についても、早期から大学側と情報を共有し備えることができます。また、支援にかかわるボランティア学生については、全学生数の1割弱にものぼり、それらの学生の所属専攻も全専攻の7割強を占めています。このことから、しょうがい学生支援が



特定の者によって行われる特別なものではなく、多くの教職員、学生の支援によって日常的に展開されているということができ、小規模大学の教員養成大学の本学が実現し得た一番の特徴だと感じています。この学生ボランティアは、無償の活動として支援を担っています。多くの学生が、将来は教員としての道に進みます。しょうがいのある児童・生徒を受け持つ可能性に備え、様々なしょうがいのある学生との協働の取り組みの中から、経験を通して、支援に関する確かな学びを得る機会になればと考えています。

2. 特色ある支援活動

(1) 継続的なFD研修会の実施

平成25年度より、大学主催のFD研修会において、しょうがい学生支援に関する研修を行っています。平成28年度は、合理的配慮に関する事例を検討するワークショップを行いました。参加者同士活発に意見を交し合う中で、教職員としての視点やアイデアが多く語られており、日常的に個人が学生対応に考えをめぐらしている様子を見てとることができました。学内の多くの見守り手によって、学生の大学生活が豊かなものになればと思っています。



【FD研修会の様子】

(2) 学生との協働の活動

平成28年度は、「誰もが使いやすい施設」を目指し、学生の視点で考えるバリアフリー化の取り組みを大学として行っています。まずは視覚しょうがいに着目し、現地施設調査、使いやすい施設の検討を経て、点字ラベルの準備を行いました。例えば、教室ごとで出入口扉の開閉方法やノブ・ハンドル等の形状がそれぞれ異なるとき、どのように点字ラベルを表示するかなど、学生の豊かな発想と実用とを結びつける実りある機会となりました。聴覚しょうがいのある学生にたいするノートテイク活動、車椅子による構内バリアフリー体験など、学生の力によって成り立っているしょうがい学生支援です。

第6節 広島大学



1. 支援体制・支援制度について

広島大学では、「すべての学生に質の高い同一の教育を保障する」「評価の公平性を担保する」ことを基本方針として、「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」を定め、障害のある学生（以下、障害学生）にたいする合理的な配慮・調整・支援に取り組んでいます。

身体などに障害があり、修学上の不自由・困難がある学生は、支援の申請を行うことができます。支援申請書は本人がアクセシビリティセンターの助言に基づき作成し、所属部局に提出します。

支援制度	支援体制 ※アクセ=アクセシビリティセンター
支援の申請	本人→所属部局 ※アクセで申請書を作成
主たる責任	所属部局（学部・研究科・専攻科）
支援の実施	当該部局（授業開設部局等）
全学委員会	アクセシビリティセンター会議
支援の拠点	アクセシビリティセンター

配慮・調整・支援の内容は、当該部局の支援委員（教員）から関係教職員に送付される「配慮願い」で周知されます。近年は発達障害・精神障害がある学生からの支援申請が急増しており、「配慮願い」の内容に基づく関係教職員の合理的な配慮・調整がより重要になっています。

アクセシビリティセンター会議は、各部局の支援委員と専門委員で構成され、合理的配慮の全学的な調整・意思決定を行っています。

筆記通訳（手書き、PC、遠隔）、点訳・字幕作成など教材支援、ガイドヘルプなどの補助・介助、補聴・拡大に係る情報支援等の特別な支援者や特別な機材を要する支援は、当該部局からの依頼を受ける形でアクセシビリティセンターが人材や機材の手配を行っています。個別相談、学生チューター制度、試験の特別措置等の支援制度もあります。

2. 特色ある取り組み

(1) アクセシビリティリーダー (AL) 育成プログラム (ALP)

ALPは広島大学が開発し平成18年度から開始したプログラムで、「教育課程(第1・第2)」「資格認定(1級・2級)」と資格取得者を対象とした「インターンシップ」「キャンプ(ALC)」で構成される人材育成・活用プログラムです。平成21年度には、産学官連携によるAL育成協議会を設立し、全国の大学等でALPが実施されるようになりました。平成28年度現在、12大学3企業1行政法人がALPに参画しています。広島大学では、ALPを基盤として学生・教職員がアクセシビリティとともに学び成長できる環境を整備することで、合理的配慮に資する人的環境の醸成も図っています。第1教育課程のオンライン講座は全学生・教職員に配信され、例年学生・教職員のAL資格取得者を輩出しています。またAL資格取得者は、「サポーター(2級資格)」、「インターン(1級資格)」の各水準で雇用され、学内で質の高い支援活動を行っています。

(2) UE-Net とクリエイティブ・リソース・シェアリング(CRS)

広島大学では、地域における教育のユニバーサルデザイン化に資するリソース(経験、ノウハウ、人材、機材)の共有と育成を行うCRSの推進を目指して、中国地方の教育機関・行政機関・専門機関及び企業による地域ネットワーク(UE-Net)事業を推進しています。

詳しくは、<http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/> を参照ください。



【AL認定試験の様子】



【遠隔支援の様子※】

※センターと教室をSkypeなどでつなぎ、遠隔で筆記通訳などのサポートを行っています。

第7節 福岡教育大学



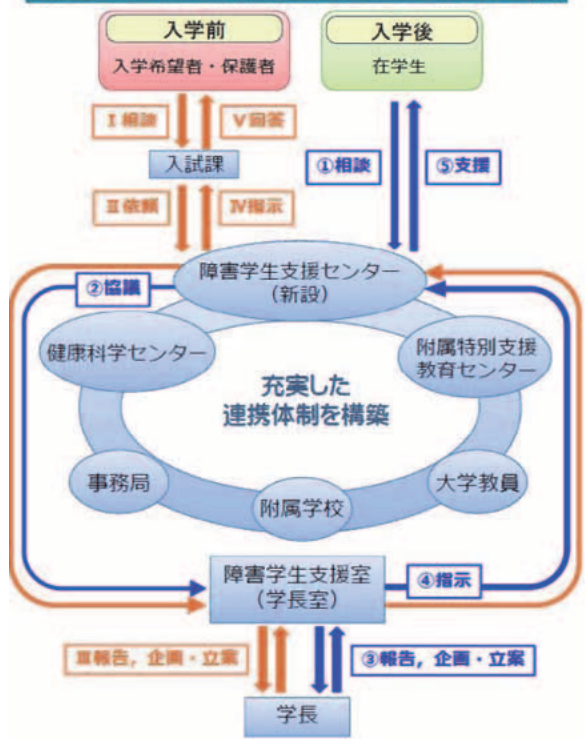
1. 支援体制・支援サービス

昭和51年から障害のある学生のための修学支援が開始され、平成21年11月に「障害学生支援室」が開設されました。平成27年8月には、さらなる支援の充実を図るため「障害学生支援センター」として発展・拡充し、障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っています。本学には6つの専攻（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害）を有する特別支援教育講座があり、学生の障害種に応じた専門分野の教員と連携して支援を行っています。

学外連携として、「日本学生支援機構障害学生修学支援ネットワーク」の九州・沖縄地区拠点校、「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）」「全国高等教育障害学生支援協議会」の参加校として、修学支援に関する情報提供を行っています。

主な支援活動としては、利用学生が希望するすべての授業にノートテイク・パソコンテイクの提供、視聴覚教材への字幕挿入、聴覚障害者支援機器の貸出、授業での配布資料の拡大、視覚障害者支援機器の貸出などを行っています。また、障害のある学生のみならず、式典に参加される保護者等のために、行事や式典でのパソコンテイクや手話通訳者派遣などの情報保障も行っています。

障害学生支援のための連携体制



2. 特色ある取り組み

本学の特色として、学生の主体性の高さが挙げられます。支援学生は授業内のノートテイクなどの支援や学内生活における支援を担当するだけでなく、障害のある学生とともに支援方法を考え、支援システムを検討・構築する活動も積極的に行っています。

支援者の育成では、パソコンテイクや字幕挿入の入門講座のマニュアルを学生が作成し、支援学生が講師となって入門講座を実施しています。学生の自主的な勉強会も立ち上げられ、お昼休みにお弁当を食べながら楽しく手話の勉強をする「しゅわ弁」が行われています。しゅわ弁では学生が活動プログラムの考案・実施を行い、手話によるコミュニケーションスキルアップに取り組んでいます。

施設整備として、支援学生が学内バリアフリー状況調査とバリアフリーマップの作成を行っており、学内全体および各建物内、道路等の詳細バリアフリーマップを作成し、ホームページ上に随時アップしています。また、学生が発表者となる「バリアフリーマップに関する作成報告会」を教職員対象に開催し、本学でのバリアフリー化の進捗状況や課題について情報交換を行い、そこでの話し合いをもとに、エレベーターやスロープの設置、引き戸からスライドドアへの改修工事などが行われました。近年での取り組みとして、平成28年度からは卒業生のフォローアップを兼ねた卒業生と在学生の交流会を開催し、在学生の大学卒業後のサポート体制の充実を図っています。



【式典におけるパソコンテイクの様子】



【バリアフリーマップに関する作成報告会の様子】

引用・参考文献

第Ⅰ章

厚生労働省 (2016) 平成 28 年障害者雇用状況の集計結果. 2016 年 12 月 13 日, <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyoubanteikyokoureishougai koyoutaisakubu-shougaisakoyoutaisaku ka/0000146180.pdf> (2017 年 2 月 17 日閲覧).

日本学生支援機構 (2015) 教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版). 日本学生支援機構, http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html (2017 年 2 月 28 日閲覧).

第Ⅱ章

相羽大輔・岩田吉生・小田侯朗・青柳まゆみ・飯塚一裕・萩原拓・齊藤真善・蔦森英史・濱田豊彦・澤隆史・富永光昭・井坂行男・西山健 (2016) HATO プロジェクト構成大学に対する障害学生支援の実態調査. 障害者教育・福祉学研究, 12, 173-177.

石田久之 (2011) 障害学生のキャリア形成支援. ノーマライゼーション, 31(10), 9-11.

文部科学省 (2012) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ). 2012 年 12 月 21 日, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf (2017 年 2 月 17 日閲覧).

文部科学省・厚生労働省 (2016) 学習支援における学生ボランティアの参加促進について(依頼). 2016 年 2 月 10 日, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1371862.htm (2017 年 2 月 17 日閲覧).

日本学生支援機構 (2015) 教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版). 日本学生支援機構, http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html (2017 年 2 月 28 日閲覧).

日本学生支援機構 (2016) 平成 27 年度 (2015 年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. 日本学生支援機構. http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2016/03/22/h27houkoku.pdf (2017 年 2 月 28 日閲覧).

高橋寛子 (2012) 学外実習・留学・インターンシップ—教育機関としての責任と個人の学ぶ権利. 高石恭子・岩田淳子編著, 学生相談と発達障害, 学苑社, 115-135.

第Ⅳ章

大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム (2013) 障がい学生修学支援ルーム年報 第 1 号 (平成 24 年度版). 大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム.

大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム (2014) 障がい学生修学支援ルーム年報 第 2 号 (平成 25 年度版). 大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム.

大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム (2015) 障がい学生修学支援ルーム年報 第 3 号 (平成 26 年度版). 大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム.

※第Ⅲ章の引用文献はありません。

あとがき

本書をお読みくださり、ありがとうございました。最後に、編集幹事の立場から、本書の編集・発行にあたって、改めて考えさせられたことを記させていただきます。

障害学生支援は、最近ではあたりまえになってきました。たくさんの大学で障害学生支援のガイドラインがつくられ、名前は異なるものの障害学生支援の専門部署が立ち上がり、専任の教職員を配置するようになりました。

その一方で、本書があついている教員を目指す学生の支援については、その必要性は感じられつつも、あまり取り上げられてこなかったように思います。本書では、第Ⅱ章において、教員免許の取得に必要な単位の履修、教育実習、教員採用試験対策など、具体的な場面でどのように支援をしたらよいか、ひとつの考え方を提案できたように思います。また、第Ⅲ章では卒業生や修了生からの声、第Ⅳ章では各大学の支援活動も紹介できました。わが国では、こうした資料はまだ少ないため、このテーマについて、一般化されたあり方を提案することはむずかしいものの、貴重な資料を提供できたと考えています。本書を手にとられた教員養成系大学の支援担当者の方には、ぜひ、本書をお役立ていただき、教員を目指したいという学生の夢に寄り添い、ひとりでも多くの学生を支えていていただけないかと願っております。

ところで、私の専門分野である視覚障害の領域でみると、視覚障害のある学生はここ数年 700 名前後であり、障害のある学生のうちに占める割合は多めにみても 5%程度です。このため、視覚障害のある学生は、大学に入学してもピア（同じ障害のある仲間）と出会うことは少なく、彼らの支援担当者も視覚障害に応じたノウハウをもっていないという状況がめずらしくありません。たとえば、「視覚障害のある学生が今度教育実習にいくので、何に気を付けて支援したらよいか」と悩む支援担当者

は多いです。

本書を制作する過程では、H A T Oプロジェクトに参加する4大学を中心に、宮城教育大学、広島大学、福岡教育大学の教職員が密に情報交換することができました。そのなかで、上記のような問題についても、各大学の教職員間で議論がなされました。その内容は視覚障害に限らず、障害種ごとに問題や支援のノウハウの共有がなされていたように思います。こうしたネットワークは、本書の制作に参加した各大学にとって貴重な財産になったと思います。

ここで形成されたネットワークを強化しながら、将来的に教員を目指す障害のある学生の支援のあり方を、障害種を考慮して発信できるようになればと期待しています。

最後になりますが、本書の発行にあたっては、北海道教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学、宮城教育大学、広島大学、福岡教育大学の教職員の方々、そして、教員養成系大学の卒業生・修了生の方々から執筆協力をいただきました。本書がさまざまな障害種の事例を掲載でき、バランスよい内容に仕上がったのは、こうした執筆協力者の方々のおかげであり、編集担当となった本学の教職員だけでは実現できなかったことでした。ここに深く感謝の意を込めて、お礼申し上げます。

平成 29 年 3 月吉日

愛知教育大学障害児教育講座 相羽大輔

編集者・執筆者 (50 音順)

編集者

相羽 大輔 (愛知教育大学) ※編集幹事

青柳まゆみ (愛知教育大学)

飯塚 一裕 (愛知教育大学)

岩田 吉生 (愛知教育大学)

小田 侯朗 (愛知教育大学)

執筆者

相羽 大輔 (愛知教育大学)

第Ⅰ章第4節・第Ⅱ章第4節・第Ⅳ章第2節・あとがき

青柳まゆみ (愛知教育大学)

第Ⅰ章第1節～第4節・第Ⅱ章第2節

飯塚 一裕 (愛知教育大学)

第Ⅱ章第3節・第Ⅳ章第2節

井坂 行男 (大阪教育大学)

第Ⅳ章第4節

岩田 吉生 (愛知教育大学)

第Ⅱ章第1節

及川麻衣子 (宮城教育大学しょうがい学生支援室)

第Ⅳ章第5節

小田 侯朗 (愛知教育大学)

第Ⅱ章第5節

勝田 夏実 (特別支援学校)

第Ⅲ章コラム4

金澤 直 (埼玉県立白岡高等学校)

第Ⅲ章コラム1

熊谷 亮 (福岡教育大学障害学生支援センター)

第Ⅳ章第7節

佐川 匠 (福島県立視覚支援学校)

第Ⅲ章コラム2

佐藤 晴菜 (宮城教育大学しょうがい学生支援室)

第Ⅳ章第5節

田中 宏史 (豊橋市役所)

第Ⅲ章コラム5

蔦森 英史 (北海道教育大学旭川校)

第Ⅳ章第1節

中田 敏夫 (愛知教育大学教員養成開発連携センター)

まえがき

原 和大 (愛知県立岡崎聾学校)

第Ⅲ章コラム3

藤島 省太 (宮城教育大学しょうがい学生支援室)

第Ⅳ章第5節

前田明日香 (宮城教育大学しょうがい学生支援室)

第Ⅳ章第5節

森脇 愛子 (東京学芸大学障がい学生支援室)

第Ⅳ章第3節

山本 幹雄 (広島大学アクセシビリティセンター)

第Ⅳ章第6節

※第Ⅲ章コラム6は執筆者の希望により掲載しておりません。

プロジェクトメンバー

【北海道教育大学】

齊藤 真善

蔦森 英史

萩原 拓

【愛知教育大学】

相羽 大輔

青柳 まゆみ

飯塚 一裕

岩田 吉生

小田 侯朗

【東京学芸大学】

澤 隆史

濱田 豊彦

【大阪教育大学】

井坂 行男

富永 光昭

西山 健

文部科学省国立大学改革強化推進補助金

大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築

—教員養成ルネッサンス・HATO プロジェクト—

特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクト

(平成 24 年度～平成 28 年度成果報告)

教員養成系大学における障害学生支援ブックレット

2017 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 愛知教育大学教員養成開発連携センター

〒 448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

印 刷 株式会社コムラ

【表紙：HATOプロジェクトロゴマーク】

各大学のスクールカラーを使用した鳥（鳩）が並んで巣から飛び立とうとする様子から、連携する4大学で学んだ多くの学生が、素晴らしい能力と個性を兼ね備えた教師となり、期待と希望を持って、広い世界に飛び立つことを表現している。また、鳩の帰巣本能の強さになぞらえ、学び続けることのできる場所としての母校を半円形の巣により表現している。

北海道教育大学	〒002-8501	北海道札幌市北区あいの里5条3-1-3	電話：011-778-0889
愛知教育大学	〒448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1	電話：0566-26-2417
東京学芸大学	〒184-8501	東京都小金井市貫井北町4-1-1	電話：042-329-7901
大阪教育大学	〒582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1	電話：072-978-3483